

国民健康保険料の対前年度増減要因について

R3、4

年度	計	医療分	支援金分	介護分
R3年度	88,595	65,881	22,714	28,046
1人当たりの事業費納付金等	2,307	2,868	△ 561	183
年度間の保険料調整の減	898	898	0	0
未就学児均等割額の減額	△ 444	△ 337	△ 107	0
滞納繰越分予定収納率の引き上げ	0	0	0	0
R4年度	91,356	69,310	22,046	28,229
増減額	+2,761	+3,429	△ 668	+183
対前年度増減率	+3.1%	+5.2%	△ 2.9%	+0.7%

国民健康保険料の軽減策について

	計	医療分	支援金分	介護分
軽減策適用前	101,211	77,765	23,446	29,753
○本市独自施策	△ 5,001	△ 4,713	△ 288	△ 373
均等割3%引き下げ	△ 1,202	△ 914	△ 288	△ 373
年度間調整	△ 2,520	△ 2,520	0	0
滞納繰越分保険料収入の充当	△ 1,279	△ 1,279	0	0
○国制度	△ 4,854	△ 3,742	△ 1,112	△ 1,151
未就学児均等割額の減額	△ 444	△ 337	△ 107	0
保険者支援制度の拡充	△ 4,410	△ 3,405	△ 1,005	△ 1,151
軽減策適用後	91,356	69,310	22,046	28,229
軽減額	△ 9,855	△ 8,455	△ 1,400	△ 1,524
軽減率	△ 9.7%	△ 10.9%	△ 6.0%	△ 5.1%

R4 5

国民健康保険料の対前年度増減要因について

年度	計	医療分		介護分
		医療分	支援金分	
R4年度	91,356	69,310	22,046	28,229
1人当たりの事業費納付金等	9,591	6,551	3,040	1,557
コロナ減免を予算計上せず	1,854	1,396	458	547
年度間の保険料調整の増	△ 757	△ 757	0	0
保険料賦課率の変更 92→92.5%	595	450	145	153
減免(特別軽減)の廃止 2000円	564	564	0	0
減免(特別軽減)の独自控除化	△ 266	△ 266	0	0
法定減額基準の引上げ等 引上げ等の	△ 237	△ 179	△ 58	△ 60
均等引き下げ割合の拡大 3%→5%	△ 878	△ 660	△ 218	△ 236
R5年度	101,822	76,409	25,413	27,076
増減額	+10,466	+7,099	+3,367	△ 1,153
対前年度増減率	+ 11.5%	+ 10.2%	+ 15.3%	△ 4.1%

国民健康保険料の軽減策について

	計	医療分		介護分
		医療分	支援金分	
軽減策適用前	114,240	86,802	27,438	28,819
○本市独自施策	△ 6,572	△ 6,026	△ 546	△ 588
均等割5%引き下げ	△ 2,196	△ 1,650	△ 546	△ 588
年度間調整	△ 3,277	△ 3,277	0	0
滞納繰越分保険料収入の充当	△ 1,099	△ 1,099	0	0
○国制度	△ 5,846	△ 4,367	△ 1,479	△ 1,155
法定減額基準の引上げ等	△ 714	△ 537	△ 177	△ 60
保険者支援制度の拡充	△ 5,132	△ 3,830	△ 1,302	△ 1,095
軽減策適用後	101,822	76,409	25,413	27,076
軽減額	△ 12,418	△ 10,393	△ 2,025	△ 1,743
軽減率	△ 10.9%	△ 12.0%	△ 7.4%	△ 6.0%

①

国民健康保険被保険者数、1人当たり平均保険料及び1人当たり医療費の推移

区 分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
被保険者数	461,600人	444,600人	435,500人	425,100人	412,200人
保 険 料	94,656円	91,484円	88,595円	91,356円	101,822円
医 療 費	345,951円	357,048円	362,038円	370,499円	393,002円

注1：各年度とも予算時における見込額

注2：保険料は介護分を除く。

②

国民健康保険所得階層別世帯数及び1人当たり平均保険料の推移

(1) 所得階層別世帯数

区 分	世 帯 数
均等割世帯	140,130
中間所得世帯	148,303
賦課限度額を超える世帯	6,325
計	294,758

注：令和4年12月末時点

③

(2) 1人当たり平均保険料の推移

(単位：円)

区 分	4 年 度	5 年 度
	円	円
医療分・後期高齢者支援金分	91,356	101,822
医療分	69,310	76,409
後期高齢者支援金分	22,046	25,413
介護分	28,229	27,076

④

国民健康保険 1 人当たり平均保険料に対する保険料軽減策の
主な影響額

区 分		影 響 額
		円
軽 減 策 適 用 前		114,240
	均 等 割 5 % 引 き 下 げ	△2,196
	年 度 間 調 整	△3,277
	滞納繰越分保険料収入の充当	△1,099
	法定減額基準の引上げ等	△714
	保 険 者 支 援 制 度 の 拡 充	△5,132
軽 減 策 適 用 後		101,822

注：令和5年度予算時における影響額（介護分を除く）

収入階層別の国民健康保険料の推移

(1) 単身世帯(70歳、年金収入)

単身世帯

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
168	31,240	32,920	33,160	33,400	33,630
	—	1,680	240	240	230
220	109,680	121,310	122,190	123,080	123,900
	—	11,630	880	890	820
300	198,830	224,850	226,530	228,200	229,730
	—	26,020	1,680	1,670	1,530

注1：下段は前年度からの増減額

注2：「168万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。

(2) 4人世帯(3.5歳夫婦と就学児2人、給与収入)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
98	66,430 —	64,600 △1,830	65,030 430	65,450 420	65,880 430
200	110,720 —	113,010 2,290	113,720 710	114,420 700	115,130 710
368	282,950 —	306,810 23,860	308,920 2,110	311,030 2,110	313,020 1,990
400	352,230 —	391,840 39,610	394,460 2,620	397,080 2,620	399,570 2,490
800	678,210 —	765,250 87,040	770,880 5,630	776,500 5,620	781,660 5,160

注1：世帯主は給与収入のみ、世帯主以外は所得なしとして試算

注2：下段は前年度からの増減額

注3：「98万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割

減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。)

注4：「368万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において2割

減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。)

(3) 3人世帯(35歳ひとり親と就学児2人、給与収入)

区 分	4 年 度	5 年 度	6 年 度	7 年 度	8 年 度
万円	円	円	円	円	円
98	49,820 —	48,450 △1,370	48,770 320	49,090 320	49,410 320
195	83,040 —	84,760 1,720	85,290 530	85,820 530	86,350 530
295	132,860 —	139,210 6,350	140,060 850	140,910 850	141,760 850
400	239,280 —	265,370 26,090	267,110 1,740	268,840 1,730	270,500 1,660
800	565,270 —	638,780 73,510	643,520 4,740	648,260 4,740	652,600 4,340

注1：下段は前年度からの増減額

注2：「98万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割

減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。)

注3：「195万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において5割

減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。)

注4：「295万円」は1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において2割

減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。)

収入階層別の国民健康保険料の推移

(1) 単身世帯(70歳、年金収入)

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
万円	円	円	円	円	円
153	16,600 —	16,150 △450	16,250 △350	16,360 △240	16,470 △130
168	31,240 —	32,920 1,680	33,160 1,920	33,400 2,160	33,630 2,390
197	87,230 —	77,440 △9,790	78,010 △9,220	78,590 △8,640	79,120 △8,110
221	121,730 —	122,430 700	123,320 1,590	124,220 2,490	125,040 3,310
300	198,830 —	224,850 26,020	226,530 27,700	228,200 29,370	229,730 30,900
400	279,350 —	317,080 37,730	319,500 40,150	321,920 42,570	324,110 44,760

注1：下段は前年度からの増減額

注2：「153万円」は、保険料の均等割額のみが賦課されるうち最も大きい額の収入区分

注3：「168万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの。減額制度については末尾参照。)

注4：「197万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において5割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

注5：「221万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において2割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

(2) 4人世帯(45歳夫婦と就学児2人、給与収入)

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
万円	円	円	円	円	円
98	76,630	74,140	74,620	75,100	75,580
	-	△2,490	△2,010	△1,530	△1,050
214	127,730	128,900	129,700	130,500	131,300
	-	1,170	1,970	2,770	3,570
238	224,850	151,450	152,430	153,400	154,370
	-	△73,400	△72,420	△71,450	△70,480
376	397,120	366,950	369,480	372,030	374,450
	-	△30,170	△27,640	△25,090	△22,670
400	420,820	455,790	458,860	461,930	464,870
	-	34,970	38,040	41,110	44,050
600	618,260	673,070	677,900	682,730	687,270
	-	54,810	59,640	64,470	69,010
800	832,970	909,360	916,100	922,850	929,130
	-	76,390	83,130	89,880	96,160
922	962,400	1,040,000	1,040,000	1,040,000	1,040,000
	-	77,600	77,600	77,600	77,600

注1:世帯主は給与収入のみ、世帯主以外は所得なしとして試算

注2:下段は前年度からの増減額

注3:「98万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

注4:「214万円」は、保険料の均等割額のみが賦課されるうち最も大きい額の収入区分

注5:「238万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において5割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

注6:「376万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において2割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

(3) 3人世帯(45歳ひとり親と就学児2人、給与収入)

区 分	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
万円	円	円	円	円	円
98	54,920 —	53,220 △1,700	53,560 △1,360	53,910 △1,010	54,260 △660
197	146,470 —	92,700 △53,770	93,280 △53,190	93,850 △52,620	94,430 △52,040
298	183,090 —	151,930 △31,160	152,850 △30,240	153,770 △29,320	154,690 △28,400
302	186,050 —	155,190 △30,860	156,130 △29,920	157,080 △28,970	158,030 △28,020
400	275,640 —	299,260 23,620	301,240 25,600	303,220 27,580	305,120 29,480
600	473,080 —	516,540 43,460	520,280 47,200	524,020 50,940	527,520 54,440
800	687,800 —	752,830 65,030	758,490 70,690	764,140 76,340	769,380 81,580
1,000	925,590 —	1,017,640 92,050	1,023,920 98,330	1,026,690 101,100	1,029,460 103,870
1,039	963,650 —	1,040,000 76,350	1,040,000 76,350	1,040,000 76,350	1,040,000 76,350

注1：下段は前年度からの増減額

注2：「98万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において7割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

注3：「197万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において5割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

注4：「298万円」は、保険料の均等割額のみが賦課されるうち最も大きい額の収入区分

注5：「302万円」は、1万円毎の収入区分とした場合、減額制度において2割減額が適用されるうち最も大きい額の収入区分(令和5年度基準によるもの)

国民健康保険における１人当たり法定外一般会計繰入金の他都市比較

(単位：円)

区 分	合計	決算補填等目的	決算補填等目的外
名古屋	15,599	3,216	12,383
札幌	4,008	0	4,008
仙台	1,911	0	1,911
さいたま	5,836	3,893	1,943
千葉	3,085	0	3,085
川崎	13,950	9,988	3,962
横浜	9,782	4,573	5,209
相模原	6,908	0	6,908
新潟	1,055	0	1,055
静岡	232	0	232
浜松	1,351	0	1,351
京都	5,159	0	5,159
大阪	1,911	784	1,127
堺	690	0	690
神戸	0	0	0
岡山	5,545	0	5,545
広島	0	0	0
北九州	7,578	0	7,578
福岡	13,002	6,999	6,003
熊本	3,921	2,434	1,487

注：熊本市はデータの提供ができない旨の連絡があったため前年度予算

○ 2割負担の導入による給付費等への影響

後期高齢者 23.3.9

区分	令和4年度		令和5年度	
	給付費	療養給付費負担金	給付費	療養給付費負担金
2割負担を考慮	280,739,488,000	23,394,958,000	287,572,632,000	23,964,386,000
2割負担を考慮しない場合	281,532,960,000	23,461,080,000	289,532,232,000	24,127,686,000
差額	-793,472,000	-66,122,000	-1,959,600,000	-163,300,000

※ 給付費は、療養給付費負担金の対象となる1割及び2割負担の方に係る金額

国民健康保険一般会計繰入金の内訳と推移

(単位：千円)

区 分		4 年度	5 年度
一般会計繰入金		22,886,580	25,189,055
	法定分繰入	17,187,816	18,759,340
	保険料軽減分	7,595,481	8,143,819
	保険者支援分	4,145,949	4,641,807
	未就学児均等割保険料繰入金	188,515	192,423
	職員給与費等	4,509,818	4,978,304
	出産育児一時金	476,000	526,667
	財政安定化支援事業	272,053	276,320
	法定外繰入	5,698,764	6,429,715
	決算補填等目的	1,505,889	1,325,495
	その他不足分補填	61,993	77,554
	保険料未収分の補填	938,326	877,509
	非自発的失業者の保険料軽減	484,883	349,406
	事務費等	20,358	20,333
	結核医療付加金	329	693
	決算補填等以外の目的	4,192,875	5,104,220
	均等割の引き下げ	713,688	1,266,683
	条例減免	858,422	806,875
	地方単独事業の医療費波及増	1,045,970	1,082,990
	保険料の年度間調整等	1,574,795	1,947,672

本市国民健康保険の子どもに係る減額・減免状況（令和4年度）

区 分	子どもの人数	推定均等割総額 (減額前) ①	推定法定減額額 ②	子どもの均等割額を 0円とした場合の 所要額 ①-②	子どもの均等割額を 半額とした場合の 所要額 ③
未就学者	7割減額及び 子ども減額	182,971,410円	155,529,995円	27,441,415円	0円
	5割減額及び 子ども減額	86,253,996円	64,691,276円	21,562,720円	0円
	2割減額及び 子ども減額	65,161,074円	39,097,586円	26,063,488円	0円
	子ども減額 のみ	232,520,400円	116,260,200円	116,260,200円	0円
	小計	566,906,880円	375,579,057円	191,327,823円	0円
就学義務者	法定7割減額	284,560,680円	199,195,560円	85,365,120円	42,682,560円
	法定5割減額	196,977,996円	98,488,998円	98,488,998円	49,244,499円
	法定2割減額	119,748,006円	23,950,899円	95,797,107円	47,898,554円
	法定減額なし	357,693,382円	0円	357,693,382円	178,846,941円
	小計	958,980,564円	321,635,457円	637,345,107円	318,672,554円
その他	法定7割減額	109,339,950円	76,539,150円	32,800,800円	16,400,400円
	法定5割減額	76,842,456円	38,421,228円	38,421,228円	19,210,614円
	法定2割減額	49,382,904円	9,877,116円	39,505,788円	19,752,894円
	法定減額なし	135,415,452円	0円	135,415,452円	67,707,726円
	小計	370,980,762円	124,837,494円	246,143,268円	123,071,634円
合計	34,263人	1,896,868,206円	822,052,008円	1,074,816,198円	441,744,188円

※基準日（令和4年12月31日）の有資格者を対象とし、年度全期間加入していたものとする。

※年度末時点で18歳以下であり、未就学者又は就学義務者のいずれにも該当しない被保険者を「その他」として集計。

一般会計繰入金の内訳（新制度）

（単位：千円）

	5年度予算(5%)	均等割引き下げ10%	増減
一般会計繰入金	25,189,055	26,126,901	937,846
法定分繰入	18,759,340	18,320,663	△ 438,677
保険料軽減分	8,143,819	7,715,270	△ 428,549
保険者支援分	4,641,807	4,641,807	0
未就学児均等割保険料繰入金	192,423	182,295	△ 10,128
職員給与費等	4,978,304	4,978,304	0
出産育児一時金（2/3）	526,667	526,667	0
財政安定化支援事業	276,320	276,320	0
財源不足分繰入	6,429,715	7,806,238	1,376,523
結核医療付加金	693	693	0
出産育児一時金直接払手数料等	332	332	0
徴収金等未収分補てん	0	0	0
雑支出	291,309	291,309	0
翌年度への繰越・予備費	20,001	20,001	0
条例減免（一般分被保険者分）	806,875	799,624	△ 7,251
非自発的失業者の保険料軽減	349,406	349,406	0
保険料未収分の補てん	877,509	877,509	0
均等割引き下げ	1,266,683	2,533,537	1,266,854
保険料の年度間調整	1,656,363	1,656,363	0
療養給付費負担金ペナルティ	1,082,990	1,082,990	0
その他不足等	77,554	194,474	116,920

解消・削減対象 1,325,495 1,442,415 116,920

解消・削減対象外 5,104,220 6,363,823 1,259,603

保健所設置市(政令指定都市)に所属する常勤保健師数

(単位:人)

保健所設置市 (政令指定都市)	R4	人口10万人 対保健師数	令和4年1月1日 住民基本台帳人口
札幌市	270	13.8	△ 1,960,668
仙台市	228	21.4	1,065,365
さいたま市	217	16.3	1,332,226
千葉市	147	15.1	△ 976,328
横浜市	584	15.5	3,755,793
川崎市	214	14.1	△ 1,522,390
相模原市	126	17.5	719,112
新潟市	160	20.5	779,613
静岡市	124	18.0	689,079
浜松市	184	23.1	795,771
名古屋市(※2)	351	15.3	2,293,437
京都市	346	24.9	1,388,807
大阪市	466	17.1	2,732,197
堺市	132	16.0	826,158
神戸市	281	18.5	1,517,627
岡山市	147	20.9	704,487
広島市	190	16.0	1,189,149
北九州市	186	19.9	936,586
福岡市	236	15.0	△ 1,568,265
熊本市	155	21.2	731,722
指定都市計	4,744	17.3	27,484,780

注2:保健師数は育児休業等の代替正規職員を含む

令和5年度における保健所の恒常的な人員体制強化

<保健所において感染症対応業務に従事する保健師：令和5年度に更に450名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

■保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

令和3年度から

2年間で900名増

(R4年度)

(コロナ禍前(平成31年))

約1,800名(全国数)



約2,700名

令和5年度に

更に450名増

(R5年度)



約3,150名

普通交付税措置において、標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数をコロナ禍前(平成31年)の24名から令和5年度に42名に増員

※参考：令和3年度から2年間で900名増員するための措置

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT(Infected disease Health Emergency Assistance Team)登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため

<保健所における保健師以外の職員(事務職員等)：令和5年度に更に150名増員>

- さらに、感染症法等の改正を踏まえ、関係機関との調整や保健師等への業務支援を図るため、保健所の保健師以外の職員(事務職員等)についても150名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

※ 令和3年度においても、150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。

※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に保健所において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナウイルス対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

○権利擁護センターの契約者数の推移（令和4年度は12月末現在）

（単位：人）

区 分	令 和 2 年 度				令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体
認知症 高齢者	167	236	186	589	165	221	166	552	162	208	160	530
知的 障害者	80	141	150	371	90	142	152	384	91	143	156	390
精神 障害者	166	146	185	497	180	142	182	504	188	153	192	533
その他	1	2	1	4	1	0	1	2	1	0	1	2
計	414	525	522	1,461	436	505	501	1,442	442	504	509	1,455

○権利擁護センターの待機期間の推移（令和4年度は12月末現在）

（単位：月）

区 分	令 和 2 年 度				令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体
期 間	6.7	6.2	8.2	6.9	4.8	5.2	8.0	6.1	3.1	3.4	4.5	3.7

○成年後見制度に引き継いだ数（令和4年度は12月末現在）

（単位：人）

区 分	令 和 2 年 度				令 和 3 年 度				令 和 4 年 度			
	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体	北 部	南 部	東 部	全 体
件 数	1	4	13	18	2	5	13	20	6	4	5	15

政令指定都市における現業員の配置状況

区 分	被 保 護 世 帯 数	現 業 員 数	国 標 準 数	充 足 率	担 当 世 帯 数
	世帯	人	人	%	世帯
名 古 屋	38,218	372	477	78.0	103
札 幌	56,359	633	704	89.9	89
仙 台	14,573	178	182	97.8	82
さいたま	15,531	191	194	98.5	81
千 葉	17,694	198	221	89.6	89
川 崎	23,413	301	292	103.1	78
横 浜	55,145	635	689	92.2	87
相 模 原	10,906	143	136	105.1	76
新 潟	9,324	116	116	100.0	80
静 岡	7,601	84	95	88.4	90
浜 松	5,757	71	71	100.0	81
京 都	31,781	379	397	95.5	84
大 阪	111,250	919	1,390	66.1	121
堺	19,230	190	240	79.2	101
神 戸	33,403	352	417	84.4	95
岡 山	9,832	110	122	90.2	89
広 島	18,388	202	229	88.2	91
北 九 州	18,067	245	225	108.9	74
福 岡	33,776	330	422	78.2	102
熊 本	11,975	112	149	75.2	107

注1 被保護世帯数は令和4年4月中、現業員数（専任面接員を含む）は令和4年4月1日現在

注2 現業員数には正規職員の他、再任用職員及び任期付職員を含み、会計年度任用職員及び臨時的任用職員を含まない。

注3 現業員数には地区担当員の他、専任の面接員を含む。

注4 現業員参考国標準数は被保護世帯数を80で除したもの（小数点以下切り捨て）

注5 世帯数は生活保護連報（厚生労働省）、現業員数は令和4年度大都市生活保護主管課長会議資料より出典

区別の被保護世帯数、国標準数、現業員配置数及び担当世帯数

区 分	4 年度				5 年度			
	被保護 世帯数	現業員国 標準数	現業員 配置数	担 当 世帯数	被保護 世帯数	現業員国 標準数	現業員 配置数	担 当 世帯数
千 種	世帯 2,419	人 30	人 21	世帯 115	世帯 2,399	人 29	人 22	世帯 109
東	833	10	8	104	826	10	8	103
北	3,191	39	30	106	3,165	39	30	106
西	2,386	29	23	104	2,367	29	24	99
中 村	4,288	53	48	89	4,253	53	48	89
中	1,596	19	18	89	1,583	19	18	88
昭 和	1,363	17	15	91	1,352	16	15	90
瑞 穂	1,347	16	14	96	1,336	16	14	95
熱 田	997	12	11	91	989	12	11	90
中 川	4,043	50	37	109	4,010	50	38	106
港	2,979	37	28	106	2,955	36	28	106
南	4,261	53	40	107	4,226	52	40	106
守 山	2,566	32	24	107	2,545	31	25	102
緑	2,081	26	20	104	2,064	25	20	103
名 東	2,099	26	19	110	2,082	26	19	110
天 白	1,862	23	16	116	1,847	23	17	109
全 市	38,311	472	372	103	38,000	466	377	101

注1：被保護世帯数は令和4年度は4月～12月までの月平均。令和5年度は便宜上全市予算数値を4年度実績で按分したもの

注2：現業員国標準数は被保護世帯数を80で除したものとし、剰余は切り捨てるものとする。

注3：査察指導員標準数は現業員国標準数を7で除したものとし、剰余が4以上の場合繰り上げるものとする。

注4：査察指導員配置数には支所の保護・子ども係長を含む。また、中村区・南区の主幹（生活保護）は含まない。

注5：令和5年度配置数の網掛けは増員あり（千種区、天白区、山田支所、富田支所、志段味支所現業員各1名）

注6：現業員および査察指導員標準数は区ごとに算出したものの計であるため、市全体で算出した数値と異なる。